

■介護福祉士国試、パート合格の有効期限は2年 25年度の導入へ

- ・介護福祉士の国家試験へのパート合格の導入について、厚生労働省は合格基準に達したパートの試験免除期間を2年とする案を有識者検討会に示した。全科目の得点が合格基準に達しなくても、合格基準に達したパートについては、翌々年度まで試験が免除となる。
- ・介護福祉士の国試では、受験者の8割以上が働きながら資格取得を目指している。介護人材不足は深刻な状況にあることから、より受験しやすい試験制度が求められており、パート合格の導入が検討されている。
- ・これまでの議論では、介護福祉士としての知識や技能を一定水準に保つことや、3年ごとに行われる介護報酬改定への対応も含めて有効期限を設ける必要があるという意見が出ていた。12日に非公開で開催された「介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会」では、厚労省が有効期限を2年とする案を示し、了承された。
- ・厚労省は5月に開催した前回の検討会で、試験科目を3パートに分割する案を示した。パート合格の有効期限を2年とすることで、1年間に1パートずつ集中して勉強し、3年間かけて資格取得を目指すことも可能となり、就労と試験勉強の両立が課題となっていた受験者の選択肢を広げる狙いがある。
- ・各パートの合格基準については、全科目受験者の各パートの平均得点の比率で全体の合格基準点を按分する案が示され、こちらも合意を得た。
- ・厚労省は9月に開催する次回の検討会で、取りまとめ案を示す予定で、2025年度から介護福祉士国試へのパート合格制度の導入を目指す。

※詳細は下記の資料をご参照ください。

介護福祉士国家試験パート合格の導入に関する検討会（第2回）配付資料

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41488.html